

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 障害のある人を取り巻く環境の変化

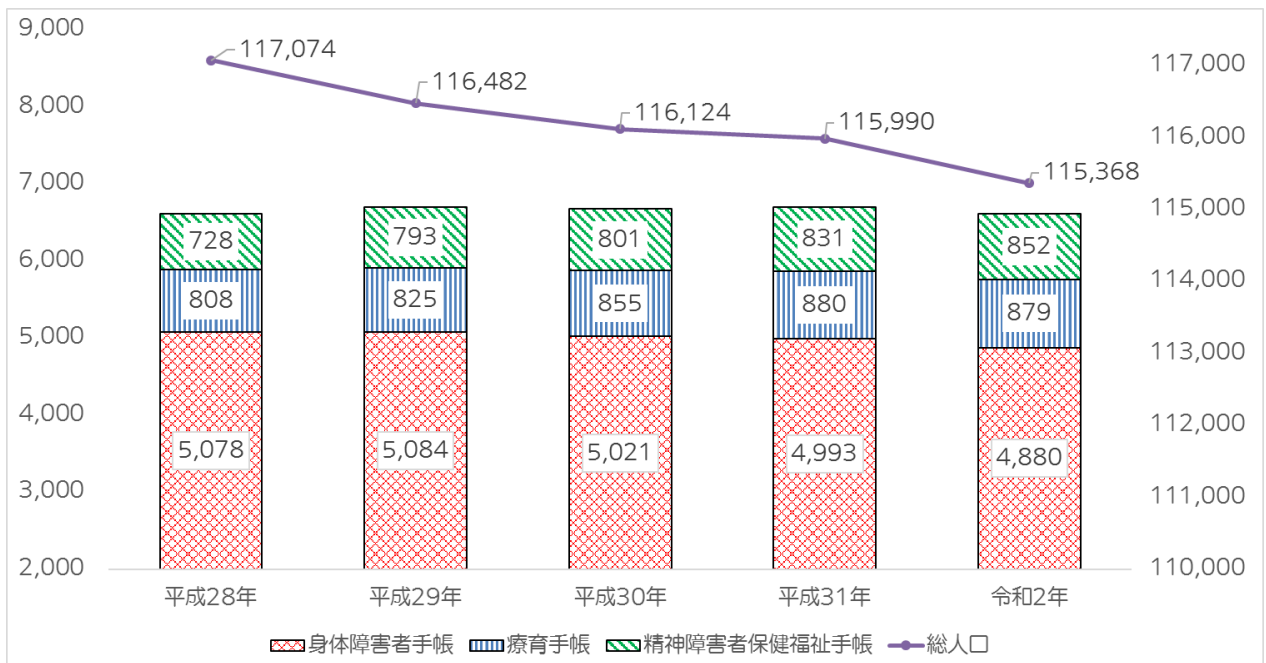
年	障害者施策に係る主な法令等の動向	主な内容
H23	「障害者基本法」改正	○目的規定の見直し ○障害者の定義の見直し ○地域社会における共生等 ○差別の禁止
H24	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」施行	○障害者虐待防止等のための国等の責務 ○虐待を受けた障害者に対する保護と自立の支援のための措置等
	「障害者総合支援法」施行（平成 26 年 4 月一部施行）	○目的を「自立」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」へ改める ○地域生活支援事業の追加 ○難病*患者等を障害者の範囲に加える
H25	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）施行	○国等の責務及び調達の推進 ○地方公共団体等に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務
	「障害者差別解消法」制定（平成 28 年 4 月施行）	○差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮*の提供 ○相談・紛争解決の体制整備
	「障害者雇用促進法」改正（平成 28 年 4 月施行）	○障害者に対する差別の禁止 ○合理的配慮の提供 ○法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加（平成 30 年施行）
H26	「障害者権利条約」を批准	○障害者の人権や基本的自由の享有を確保 ○人権尊重についての国際協力の推進
	「障害者総合支援法」一部施行	○「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直し ○グループホームとケアホームの一元化等
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正（平成 28 年 4 月一部施行）	○保護者制度の廃止 ○医療保護入院の見直し ○精神医療審査会に関する見直し等
H28	「発達障害者支援法」改正	○発達障害*者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
H30	「障害者総合支援法」改正	○障害者の望む地域生活の支援 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	「児童福祉法」改正	○障害児支援の二一ズの多様化へのきめ細かな対応
	「障害者雇用促進法」改正	○法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	○障害者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進
R1	「山口県手話言語条例」制定	○言語である手話の普及及び習得機会の確保
	「障害者雇用促進法」改正	○短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保

2 本市の障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の全体数

本市の総人口は減少傾向にあります。障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあります。令和2年(2020年)では、身体障害者手帳 4,880 人、療育手帳（知的障害）879 人、精神障害者保健福祉手帳 852 人、重複を除く合計は 6,360 人となり、総人口に占める割合は約 6% になります。

■ 障害者手帳所持者数と総人口（各年4月1日現在 単位：人）



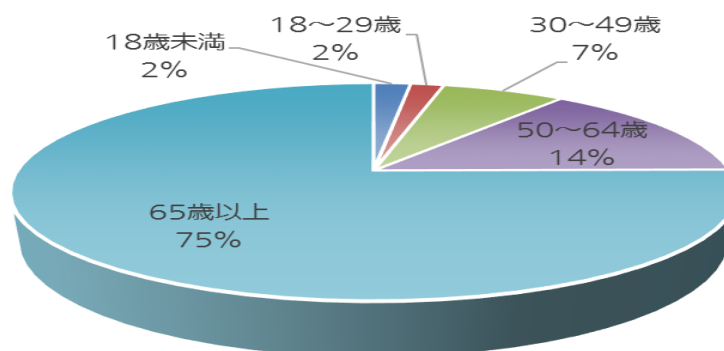
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880
療育手帳	808	825	855	880	879
精神障害者保健福祉手帳	728	793	801	831	852
合 計	6,614	6,702	6,677	6,704	6,611
合 計（重複を除く）	6,378	6,464	6,434	6,438	6,360
総人口	117,074	116,482	116,124	115,990	115,368

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

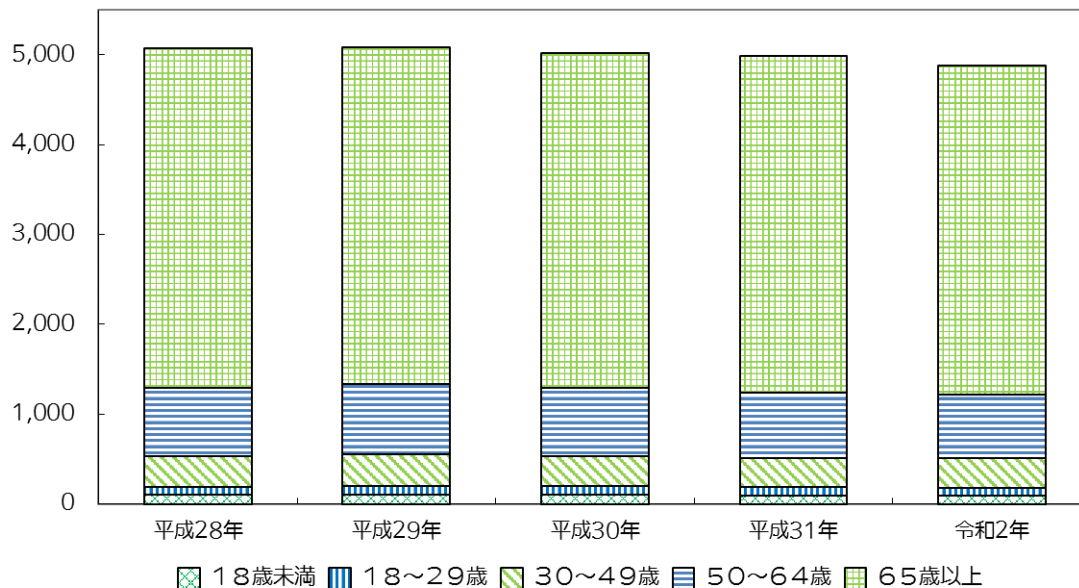
① 年齢の状況

身体障害者手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下2%、30歳以上49歳以下7%、50歳以上64歳以下14%、65歳以上75%となっており、高齢の身体障害者が多いことが分かります。

■ 身体障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

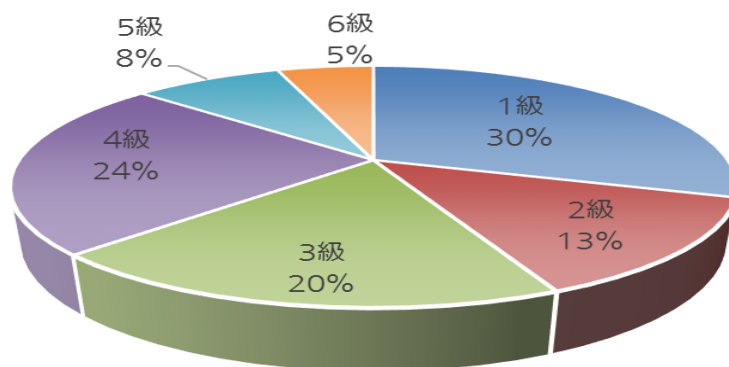


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	99	101	101	98	97
18～29歳	88	96	95	89	87
30～49歳	346	361	341	322	323
50～64歳	759	780	756	727	706
65歳以上	3,786	3,746	3,728	3,757	3,667
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

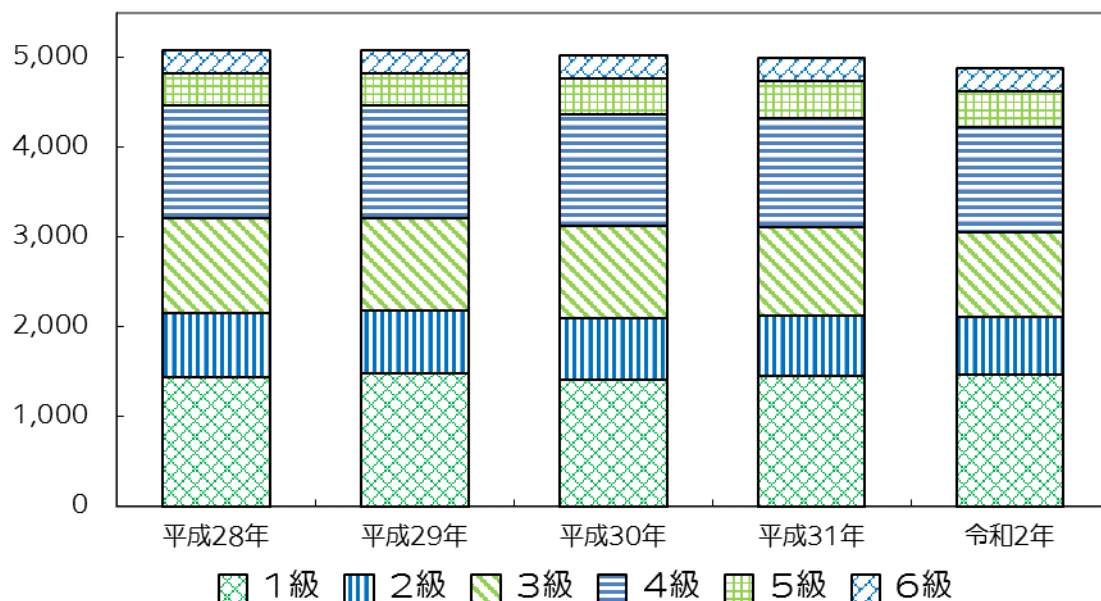
② 障害の程度別の状況

身体障害者手帳所持者の障害程度の内訳を令和 2 年(2020 年)でみると、1 級 30%、2 級 13%、3 級 20%、4 級 24%、5 級 8%、6 級 5%となっており、1・2 級の重度障害の人が全体の 43%を占めています。

■ 身体障害者の障害程度の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）



■ 障害程度別身体障害者数の推移（各年 4 月 1 日現在 単位：人）

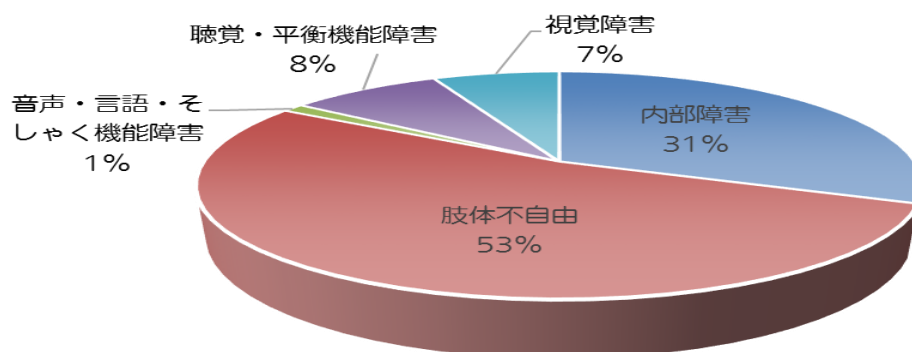


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,432	1,481	1,416	1,449	1,460
2級	719	705	684	677	650
3級	1,054	1,026	1,027	983	948
4級	1,264	1,255	1,239	1,221	1,165
5級	351	358	398	402	399
6級	258	259	257	261	258
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

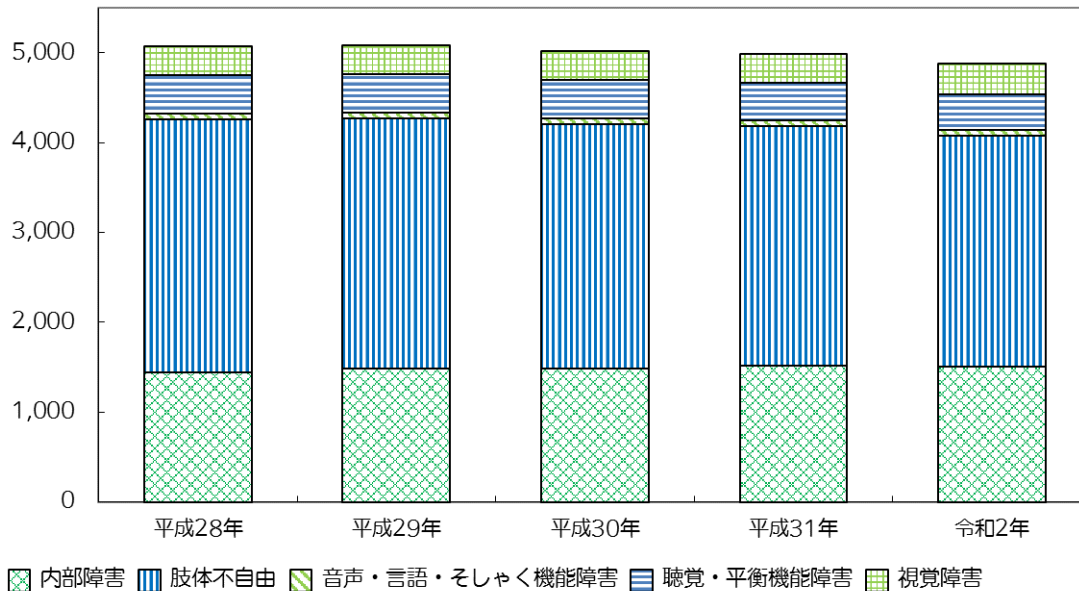
③ 障害種類別の状況

身体障害者手帳所持者の障害種類別の内訳を令和2年(2020年)でみると、内部障害31%、肢体不自由53%、音声・言語・そしゃく機能障害1%、聴覚・平衡機能障害8%、視覚障害7%となっています。平成28年(2016年)と比べると内部障害と視覚障害は増加しており、その他の障害は減少しています。

■ 身体障害者の障害種類別の構成（令和2年4月1日現在）



■ 障害種類別身体障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



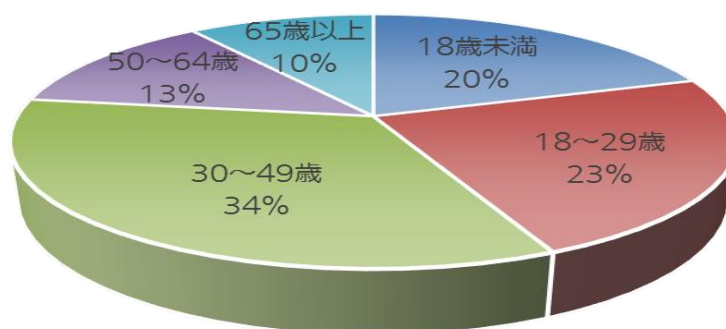
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
内部障害	1,447	1,482	1,487	1,516	1,505
肢体不自由	2,816	2,790	2,725	2,664	2,578
音声・言語・そしゃく機能障害	61	62	62	65	57
聴覚・平衡機能障害	433	431	424	417	404
視覚障害	321	319	323	331	336
計	5,078	5,084	5,021	4,993	4,880

(3) 療育手帳所持者（知的障害者）の状況

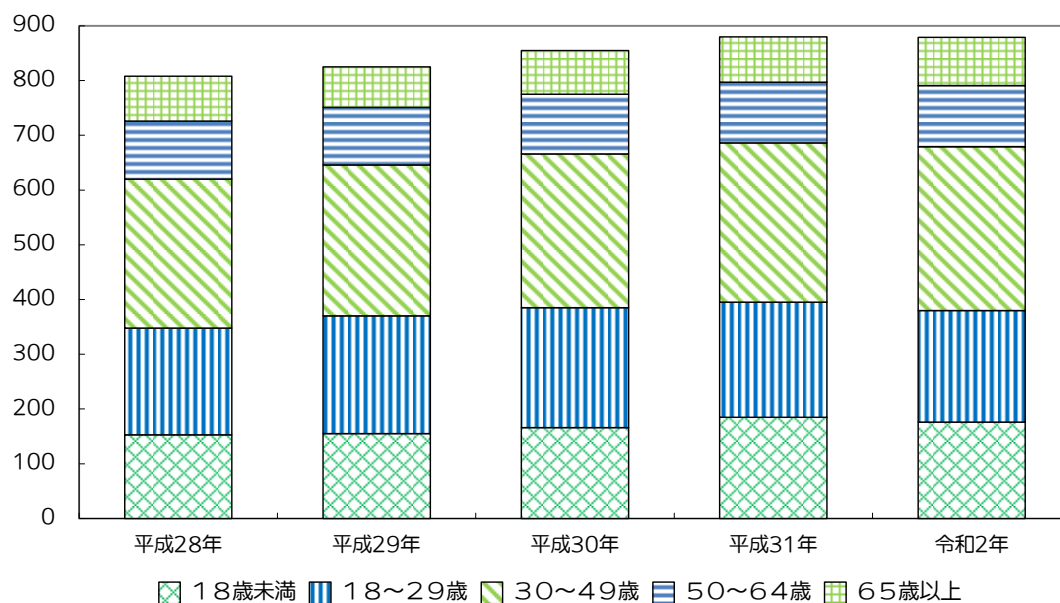
① 年齢の状況

療育手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)でみると、18歳未満20%、18歳以上29歳以下23%、30歳以上49歳以下34%、50歳以上64歳以下13%、65歳以上10%となっています。身体障害者と比べて若年層の割合が高い一方で、65歳以上の高齢者の割合が低い点に特徴があります。

■ 知的障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

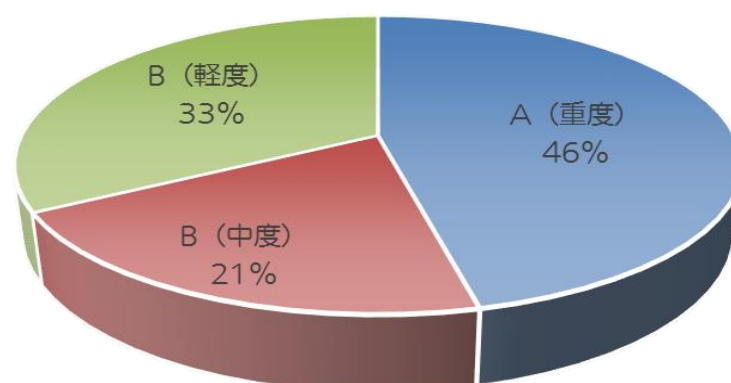


区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	153	155	166	185	176
18～29歳	195	215	219	210	204
30～49歳	272	276	281	291	299
50～64歳	106	105	109	111	112
65歳以上	82	74	80	83	88
計	808	825	855	880	879

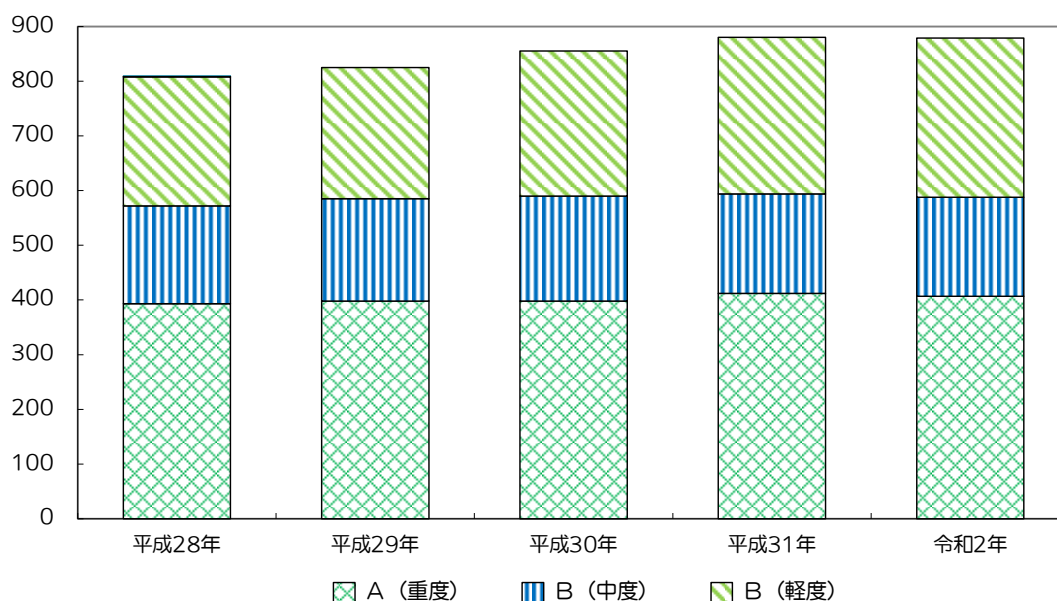
② 障害の程度別の状況

療育手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)でみると、A（重度）46%、B（中度）21%、B（軽度）33%となっています。A（重度）の障害程度が最も多く、そのうち37%の人が身体障害を併せもっています。また、B（軽度）の人は増加傾向にあります。

■ 知的障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別知的障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



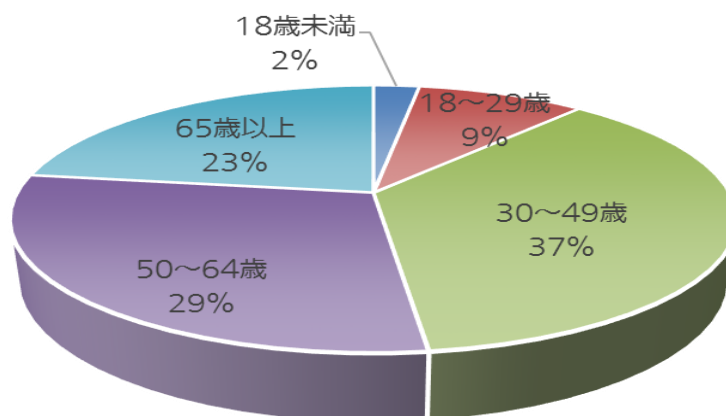
区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	身体障害との重複
A（重度）	393	398	398	412	407	150
B（中度）	179	187	192	182	181	16
B（軽度）	236	240	265	286	291	25
計	808	825	855	880	879	191

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

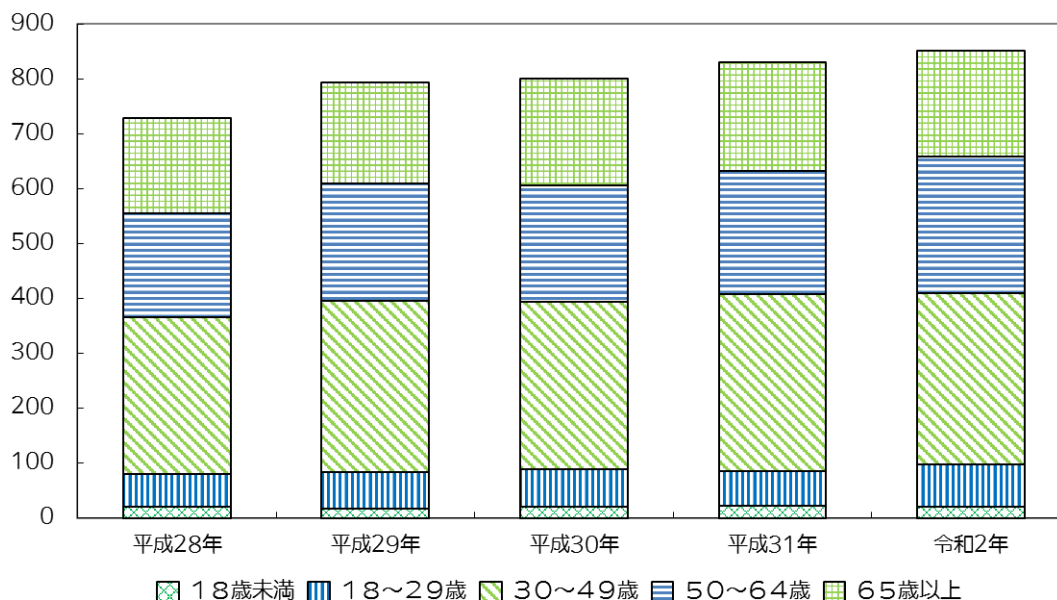
① 年齢の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層の内訳を令和2年(2020年)で見ると、18歳未満2%、18歳以上29歳以下9%、30歳以上49歳以下37%、50歳以上64歳以下29%、65歳以上23%となっています。

■ 精神障害者の年齢構成（令和2年4月1日現在）



■ 年齢階層別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

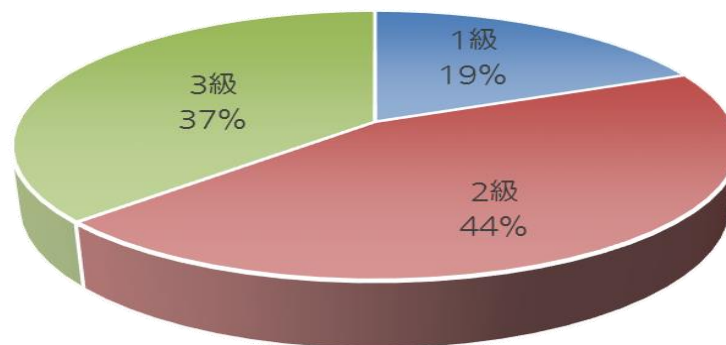


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	21	17	20	22	21
18～29歳	59	66	68	64	77
30～49歳	286	312	306	322	311
50～64歳	189	215	212	225	249
65歳以上	173	183	195	198	194
計	728	793	801	831	852

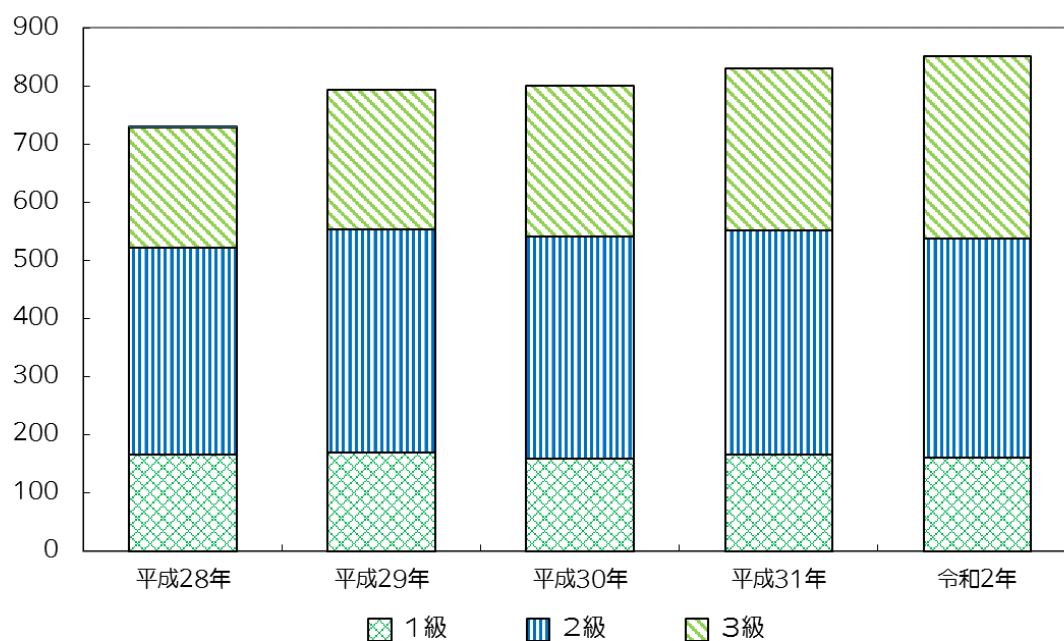
② 障害の程度別の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度の内訳を令和2年(2020年)で見ると、1級19%、2級44%、3級37%と2級が最も高くなっており、伸び率については3級が最も高くなっています。

■ 精神障害者の障害程度の状況（令和2年4月1日現在）



■ 障害程度別精神障害者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

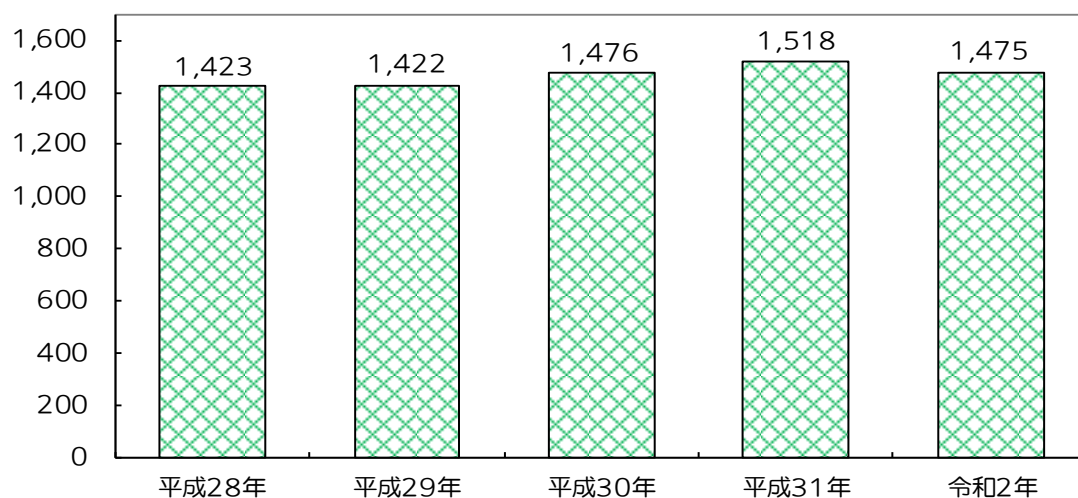


区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	166	169	159	166	160
2級	356	384	382	386	378
3級	206	240	260	279	314
計	728	793	801	831	852

(5) 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の状況

令和2年(2020年)の自立支援医療（精神通院）支給認定者数は1,475人となっており、平成28年(2016年)と比較すると微増となっています。

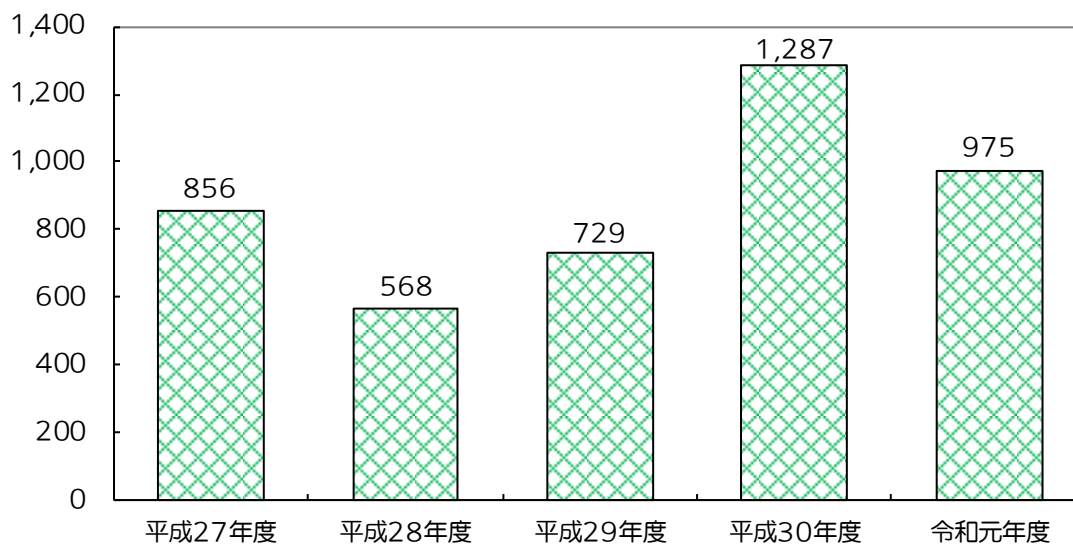
■ 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）



(6) 発達障害者の状況

発達障害者数については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談件数は975件となっており、年度によって相談件数にバラつきがあります。

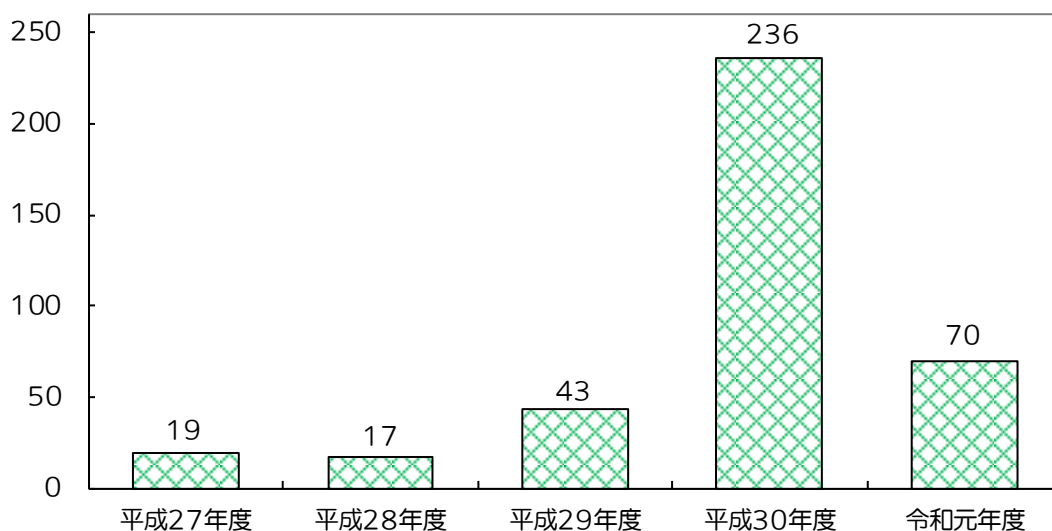
■ 発達障害者相談受付件数の推移（各年度 単位：件）



(7) 高次脳機能障害者の状況

高次脳機能障害*者については、専用の手帳がないため、その正確な人数の把握は困難であり、相談件数により状況を把握しています。本市の委託相談支援事業所の令和元年度(2019年度)の相談受付延べ件数は、70件となっています。

■ 高次脳機能障害者の相談件数の推移（各年度 単位：件）



(8) 難病患者の状況

難病患者数を把握することは難しく、医療費助成の対象となる「指定難病」による特定医療費医療受給者数により状況を把握しています。令和2年(2020年)の難病患者数は1,030人で、平成30年(2018年)度に受給者の決定に重症度を勘案することとなり、軽症者を含めなくなったため減少していますが、平成30年(2018年)以降増加する傾向にあります。

■ 特定医療費（指定難病）医療受給者数の推移（各年4月1日現在 単位：人）

